平成２７年（フ）第１２２９号
北海道江別市大麻園町34番地　11号棟406号
債務者　塗廣こと　黒谷　昌可
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２３５号
札幌市中央区南11条西17丁目２番８―302号
債務者　吉田　宏太
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２４１号
札幌市厚別区厚別西２条５丁目２番７号　ブルーハイム厚別205号
債務者　菊地登志子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２４９号
札幌市西区西野３条７丁目４番27号　大森マンション201号
債務者　臼井　一弘
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２６９号
札幌市中央区南２条西25丁目１番２―904号
債務者　平田麻衣子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４１号
岩手県宮古市中里団地２番213号　市営住宅
債務者　平原富貴子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２４６号
盛岡市西青山２丁目８番55号
債務者　八重島葉子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１４０号
群馬県高崎市筑縄町10番地15　落合マンション305号
債務者　鳥屋　克彦
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１４１号
群馬県高崎市箕郷町上芝228番地15
債務者　松下　利子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第８０号
岐阜県恵那市岩村町飯羽間2483番地３　レジデンス創　２階Ａ号室
債務者　新井　貴浩
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第４０号
三重県松阪市久保町1843番地109　メゾンドフルールⅠ　106号、前住所三重県伊勢市勢田町741番地10
債務者　上田　和宏
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第５６７号
大阪府富田林市甲田６丁目６番29号―402
債務者　米田　英樹
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５６８号
大阪府富田林市甲田６丁目６番29号―402
債務者　米田美寿穂（旧姓藤﨑）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６７２号
大阪府松原市東新町５丁目３番22号
債務者　初田　悦子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６７９号
大阪府河内長野市菊水町９番20―303号
債務者　長妻　素身
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６８３号
堺市北区常磐町３丁11番地５　ふぁみーゆ堺305号
債務者　安田　しの
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３１６０号
大阪市住吉区帝塚山中５丁目８番22号
債務者　吉川道治こと　吉川　道治
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部